

平成25年度第1回山梨県環境保全審議会鳥獣部会 議事録

日 時 平成25年10月29日(火) 午後1時30分～午後3時

場 所 県民会館4階402会議室

出席者 山本紘治(部会長)、青木進、漆原正二、相馬保政、竹越久高、
土橋金六、深沢登志夫、船木直美、湯本光子、横内幸枝
株式会社野生動物保護管理事務所(WMO) 湯浅卓

事務局 課長 上島達史、総括課長補佐 宮阪佳彦、課長補佐 長島隆康
副主幹 渡邊謙吾

議 題 (1) 第11次鳥獣保護事業計画の変更について
(2) 第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)保護管理計画
の変更について
(3) 山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理指針の変更について

議事内容

1 開会

2 みどり自然課長あいさつ

3 部会長あいさつ

4 議事

(1) 第11次鳥獣保護事業計画の変更について

(2) 第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)保護管理計画の変更について

(3) 山梨県特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理指針の変更について

事務局 ※資料により説明(まず第11次鳥獣保護事業計画の変更について資料3に基づき説明し、その後、第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)保護管理計画の変更についてそれぞれ資

料1、2に基づき説明を行った。)

あいさつ

部会長

南アルプスの仙丈ヶ岳カールで環境省事業により9月1日から9月4日まで、ニホンジカを捕獲して、さらにヘリコプターで個体を輸送するという大規模な事業を実施したが、最終的には0頭だったと聞いている。

部会長

特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)保護管理計画について、質問や意見があれば、お願いしたい。

青木委員

シカとイノシシの捕獲目標数はどのように決めているのか。

上島課長

ニホンジカは、平成23年度に行ったシミュレーションにより、保護管理計画にある平成29年3月末までに4,700頭まで減じさせるよう算出した数値です。

また、イノシシは里山に出没し、これまで捕獲された数から推計したものです。

土橋委員

甲府の狩猟者が仮に南アルプスで捕獲したような場合、費用が掛かると聞いたが。

深沢委員

各市町村でも権限を得て、力強く捕獲をするようになった。管理捕獲はその地域毎に行うことが基本であるので、別途費用が掛かるようなことは無い。

今年、県猟友会内に青年部を組織させた。これは全国的にも初のことである。猟友会も活性化を図っていき、消防団のような準公務員的な組織を目指したい。山梨県のような山林県は、行政の力無くしてはやっていけない。

狩猟はただ山に入れば、捕獲できるということではなく、あくまでも組織で行うものである。猟友会も組織改革を行っている。

土橋委員

狩猟は銃器の保持等、お金が掛かるので、狩猟者の財政的負担を軽減させる等の工夫が必要ではないか。

上島課長

新規狩猟者を確保するために狩猟セミナーの補助や、銃砲所持にかかる費用の補助を行っている。また、狩猟技術の維持のため、県外旅費の補助も行っている。

相馬委員

山中湖村でNPOの狩猟団体が出来たと聞くが。

上島課長

深沢委員が説明した青年部のことと思われる。青年部の部長が山中湖村の職員なので、誤解されたものと思われる。

相馬委員

私も昔、銃の狩猟免許を持っていたので、言わせてもらうが、

青年部が捕獲活動する際には、その捕獲場所に慣れた地元の人を入れて欲しい。

深沢委員
相馬委員
上島課長

猟友会の各支部から理事が青年部に配置されている。

メスジカを捕獲できるようになったのはいつ頃からか。

平成18年度から1日あたり上限2頭とし、平成24年度からは無制限とした。現在、年間捕獲目標を12,000頭として、適正生息数まで減少させるべく、捕獲に従事してもらっている。

また、環境省のあり方検討会でも、鳥獣保護法について規制緩和の方向で議論されている。

湯本委員

ニホンジカの捕獲専門集団が必要ではないかと理解した。市町村にもそういった組織化が必要と思う。

部会長

県外にそういった民間団体は無いのですか。

上島課長

静岡県にはNPOわかばという団体があり、国からの捕獲事業を請け負ったりしている。ちなみに、その団体の構成員はすべて静岡県猟友会員である。

青木委員

甲府市にも鳥獣捕獲実施隊が組織されている。

船木委員

山村地域にはシカが多い。小菅村では、昔80人位いた猟友会員が現在では15人にまで減った。近隣3町村と共同捕獲を検討している。

もっと、ニホンジカの捕獲数を上げるため、わなによる捕獲を推進させて欲しい。何とか村民の楽しみでもある家庭菜園を守ってあげたい。

部会長

それでは、意見や質問も出尽くしたと思われるので、原案に賛成としてよろしいか。

委員一同

異議無し。

事務局

※資料により説明（山梨県特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理指針の変更について資料4に基づき説明を行った。）

部会長

次に山梨県特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理指針の変更について、質問や意見があれば、お願いしたい。

船木委員

ツキノワグマを1頭でも多く穫りたいと言うわけではないが、狩猟可能頭数について、推定生息数723頭の10%で70頭とあるが、端数は切り捨てという考え方で良いか。

- 上島課長
部会長 そのようになります。
環境団体の中には、ツキノワグマを1頭たりとも捕獲してはいけないと主張する方もいらっしゃる。そんな中での切り捨てではないか。
- 湯浅 ところで、モニタリング調査の対象地が丹沢山系だけで、南アルプス山地や関東山地についても生息数を推計できる根拠は何か。
県内全域をモニタリングできないため、どこかの地域を選ばなければならなかった。今回のサンプルデータの調査対象が丹沢山系であった。これまでの調査データや生息推計法で、ツキノワグマは森林面積に依存する動物であることは分かっている。
そのことから、丹沢山系の森林面積比と、南アルプス山地や関東山地の森林面積比を勘案する等して、それぞれの山系の生息値数を推計した。
- 相馬委員 私は大月市が地元であり、仕事として、県東部の3,982hの恩賜林内を見回っている。
そこでは、笹が全滅しているのが目立つので、相当数のシカが生息し、食害を与えていることが想像される。また、クマによる樹皮の皮剥が相当数あることから、クマの生息数についても、もっと多いのではないか。
「シオジ森の学校」の看板をクマが噛んでいたのを目撃した人がいると聞いた。特に小金沢山系が生息数は多いと思われる。
- 部会長 看板を噛む行為は、クマのテリトリーを表す行為である。
- 青木委員 前回のモニタリング調査では、落葉樹林と針葉樹林の面積比であったが、今回の調査では人工林面積と天然林面積になっているが、数値的には同じものではないか。
- 湯本委員 天然林全てが広葉樹林ではない。また、標高でも分布が分かれる。亜高山帯以上はむしろ針葉樹が多いと思われる。
- 部会長 捕獲頭数にかかわる問題であるので、その辺りの理由はしっかり説明を求めていきたいと思う。
ここは座長預かりとして、審議会までの間にこの問題は明確にすることとします。
他に何かありますか。
それでは、意見や質問も出尽くしたと思われるので、原案に賛成としてよろしいか。
- 委員一同 異議なし